

製造工場承認書

令和 年 月 日

殿

税 関 長

印

令和年 月 日付で申請のあった製造工場については、  
関税定率法第 13 条第 1 項  
関税定率法第 19 条第 1 項 の規定により、下記のとおり承認する。  
関税暫定措置法第 9 条の 2 第 1 項

記

工 場 の 名 称	
所 在 地	
工場の構造及び面積	
製造工場に入れる 減免税又は譲許の便 益適用原料品の品名	
製造の方法及び 製 品 の 品 名	
承 認 期 間	平成 年 月 月から 平成 年 月 日まで
製造工場の種別	第 種

(規格 A4)